

伊勢市産業支援センター、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校及び
独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校との産学官連携に関する協定書

伊勢市産業支援センター（以下「甲」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「乙」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「丙」という。）は、伊勢市内の中小企業（以下「中小企業」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、互いに連携し、中小企業の支援に関する情報提供に努めるとともに、中小企業の課題の克服及び、人材育成・企業力強化を図ることにより、地域産業の活性化に貢献することを目的とする。

（連携事業）

第2条 前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、必要な事業を実施する。

- (1) 中小企業の人材育成に関すること。
- (2) 技術相談・研究開発に関すること。
- (3) 中小企業の経営支援に関すること。
- (4) その他協定の目的に沿う事業に関すること。

（実施体制）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の活動を推進するため、連絡窓口を設置するものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲、乙及び丙は、各相手方から受けた情報を、あらかじめ各相手方の承諾なく第三者に知らしめてはならない。

2 甲、乙及び丙は、中小企業から提出された情報を、あらかじめ当該企業の承諾なく第三者に知らしめてはならない。

3 甲、乙及び丙は、前2項で得られた情報を第1条で規定された目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

4 前3項の規定は、第5条に定める協定期間満了後、又は第6条に定める協定の解除により本協定の効力を失った後も、その効力を有する。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の前月末日までに各相手方から更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲、乙及び丙は、各相手方に対して1か月前までに書面による通知をすることにより、各相手方から何らかの責任を負われることなく本協定を解除することができる。

（その他）

第7条 本協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が別途協議を行ない決定する。

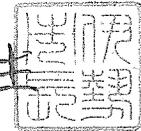
この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成21年1月22日

(甲) 伊勢市朝熊町4383番469
伊勢市産業支援センター

伊勢市長

森下隆生



(乙) 鳥羽市池上町1番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校長

山田猛敏



(丙) 鈴鹿市白子町
独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校長

高橋誠三

